

一般事業主行動計画

三浦建設工業株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日～令和9年2月28日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和7年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年4月～ 制度に関するパンフレットを準備し社員に配布
※関係法令、諸制度の改訂にあわせ随時、調査、配付。

社員がその能力を発揮し仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日～令和9年2月28日までの 2年間

目標1：令和7年の年次有給休暇起算日から1年内に取得日数を、一人当たり、平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和7年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年4月～ 各部門と情報等の共有と取得に向けた検討開始
- 令和7年4月～ 有給休暇取得予定表、管理表等の作成や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

1. 計画期間 令和7年3月1日～令和9年2月29日までの2年間

2. 内容

目標2：地域の子どもの工場見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和7年3月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和7年3月～ 受け入れを行う工場や部署への説明及び体制作り
- 令和7年4月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和7年5月～ 社員への周知と受入準備
- 令和7年6月～ 工場見学及びインターンシップの受け入れ開

※令和8年2月まで1年単位で継続的に行う。